

○厚生労働省告示第二百八十六号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第一条の二の二第二項の規定に基づき、薬事法施行令第一条の二の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬部外品を次のように定め、平成十六年七月三十日から適用し、薬事法施行令第一条の二の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬部外品（平成十一年厚生省告示第三十三号）は、平成十六年七月二十九日限り廃止する。

平成十六年七月十六日

厚生労働大臣 坂口 力

薬事法施行令第一条の二の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬部外品

薬事法第二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬部外品（昭和三十六年厚生省告示第十四号）第二号(1)から(13)まで、(15)、(18)、(19)、(21)、(22)及び(26)に掲げる医薬部外品

○厚生労働省告示第二百八十七号

薬事法（昭和三十五年法律第四百四十五号）第五十九条第七号の規定に基づき、昭和五十五年厚生省告示第百六十六号（薬事法の規定に基づき、使用の期限を記載しなければならない医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具を指定する件）の一部を次のように改正し、平成十六年七月三十日から適用する。

平成十六年七月十六日

厚生労働大臣 坂口 力

次の題名を付する。

薬事法第五十条第十号等の規定に基づき使用の期限を記載しなければならない医薬品等

医薬部外品の項中第十五号を第十六号とし、第九号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 乳酸菌及びその製剤

薬事法第五十条第十号等の規定に基づき使用の期限を記載しなければならない医薬品等の一部を改正する件 新旧対照表

○薬事法第五十条第十号等の規定に基づき使用の期限を記載しなければならない医薬品等（昭和五十五年厚生省告示第百六十六号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
<p>医薬品（略）</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 乳酸菌及びその製剤</p> <p>十 発砲剤型の製剤</p> <p>十一 パラフェニレンジアミン等酸化染料の製剤</p> <p>十二 ビタミンA油の製剤</p> <p>十三 ピレスロイド系殺虫成分の粉剤</p> <p>十四 有機リン系殺虫成分の毒餌剤又は粉剤</p> <p>十五 レチノール及びそのエステル製の製剤</p> <p>十六 前各号に掲げるもののほか、法第十四条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき承認事項として有効期間が定められている医薬部外品</p> <p>化粧品（略）</p> <p>医療用具（略）</p>	<p>医薬品（略）</p> <p>一～八（略）</p> <p>九 発砲剤型の製剤</p> <p>十 パラフェニレンジアミン等酸化染料の製剤</p> <p>十一 ビタミンA油の製剤</p> <p>十二 ピレスロイド系殺虫成分の粉剤</p> <p>十三 有機リン系殺虫成分の毒餌剤又は粉剤</p> <p>十四 レチノール及びそのエステル製の製剤</p> <p>十五 前各号に掲げるもののほか、法第十四条（第二十三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき承認事項として有効期間が定められている医薬部外品</p> <p>化粧品（略）</p> <p>医療用具（略）</p>		